総務常任委員会会議録					
招集年月日	令和4年3月2日(水)				
招 集 場 所	八街市役所 本会議場				
開閉会時刻	開 会 午前10時00分	委員長	石	井 孝 昭	
及び宣告	閉 会 午後 0時03分	副委員長	小	川喜敬	
<b>4 9 9 1 9</b>	氏 名 占	は・欠	氏	名 出・欠	
委員の氏名	石 井 孝 昭	出	鈴 木 広	美出	
及び	小 川 喜 敬	出	新見	進 出	
出欠の有無	丸 山 わき子	出	栗林澄	惠出	
H 70 17 ///	林 政 男	出			
委員外議員					
委員会に出席	事務局長 日野原	広 志	副主幹	須賀澤 勲	
事務局職員職	主 査 渋谷	佳 子	主 査	嘉瀬順子	
八街市議会委員会条例	総務部長會嶋禎	人	子育て支援課長	春日葉子	
第18条の規定により	総務部参事 片岡和	久	建康増進課長	小山田 俊 之	
	経済環境部長 黒 﨑 淳		つくし園長	山 本 晴 美	
説明のため出席した者	建設部長市川明	男』	農 政 課 長	相 川 幸 法	
の職氏名	企画政策課長 渡 邉 洋	<u> </u>	商工観光課長	富谷和恵	
	財 政 課 長 和 田 暢	祥	道路河川課長	中 込 正 美	
	防 災 課 長 宮 澤 英	光	都市計画課長	飯田英二	
	市民課長中澤ゆ	かり	都市整備課長	海保直之	
	国民年金課長 石 井 健	<u> </u>	水道課長	古 西 弘 一	
	障がい福祉課長 高 山 由	美子	その他関係職員		
	教 育 次 長 関 貴	214	社会教育課長	ъ ш <del>т</del>	
	教育委員会参事 鈴 木 浩	明	兼中央公民館長 兼郷土資料館長	小 川 正 一	
	その他関係職員				
議題	別紙日程表のとおり	,			

Γ

# 総務常任委員会日程

令和4年3月2日 午前10時 本会議場

- 1. 委員長あいさつ
- 2. 会議録署名委員の指名
- 3. 議 題
  - (1) 議案第 2 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
  - (2) 議案第 5 号 八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定について
  - (3) 議案第18号 八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
  - (4) 議案第20号 八街市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (5) 議案第 6 号 令和3年度八街市一般会計補正予算中、

第1表歳入歳出予算補正の内 歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費(3項を除く)、 4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費

第4表地方債補正

# 〇石井委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりでございます。

日程に入る前に報告いたします。

遅刻の届出等はございませんので、以上で報告を終わります。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に林政男委員、鈴木広美委員を指名いたします。 これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、5件でございます。 小川喜敬副委員長、林政男委員の退場を求めます。

議案第2号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

### 〇宮澤防災課長

付議案4ページ、議案説明資料の7ページをご覧ください。

議案第2号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

この条例は、消防団員の処遇改善の1つとして、年額で支給している団員報酬の引上げ及び 現行出動回数に応じて、出動手当てとして支給しているものを出動報酬に改め、その単価を 引き上げようとするものです。

団員報酬については、国において報酬の基準が示されたことに伴い、団員の階級について、 2万5千円から3万6千500円に引上げ、班長の階級について、3万1千円から3万7千 500円に引上げ、機能別団員について、8千円から1万2千円に引き上げるものです。

出動報酬についても、国において報酬の基準が示されたことに伴い、1回当たり2千円で あったものを1時間当たり1千円に引き上げるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

## 〇栗林委員

お尋ねいたします。

令和3年度の団員の構成の中で、最高年齢と最年少年齢が分かれば教えてください。あわせて、団員の平均年齢は何歳になるかも教えてください。

## 〇宮澤防災課長

団員の最高年齢につきましては、76歳の方が3名。最低年齢につきましては、19歳の方

が2名となっております。また、平均年齢につきましては42.4歳となっております。

## 〇栗林委員

この42.4歳というのは、県下、近隣市を含めてなんですが、大体このぐらいの年齢となるんでしょうか。

### 〇宮澤防災課長

はっきりはちょっと申し上げられないんですが、全国平均でも40歳ちょっとだったと思います。

# 〇栗林委員

あと、今回の報酬の中で訓練とありますが、この訓練はどのような訓練に値しますでしょうか。

# 〇宮澤防災課長

訓練につきましては、火災時の出動の訓練としまして、連結送水訓練といいまして、各分団が出て、実際に火災のときのように、消防水利から火点を見立ててやる訓練とか、あと、今年度なんですけれども、初めて八街自動車教習所の方をお借りしまして、緊急走行の訓練を一度行っております。それにつきましては、来年度以降も続けていきたいと思っております。

### 〇石井委員長

ほかに質疑はございますか。

## 〇丸山委員

それでは、若干お伺いしたいと思います。

災害の多様化、あるいは激甚化という下で、地域防災力を下支えするこの消防団の処遇改善というのは、本当にやられてよかったというふうに思うわけなんですけれども、私は、ちょっと幾つか分からないところがありまして、出動報酬の額。これは災害に関する出動については1日当たり8千円だと、これを標準にしますということを言っているんですが、1日当たりの活動の時間は8時間というのではなくて、7時間45分というのが本来ではなかろうかというふうに思いますが、その辺についてはどうなんでしょう。

#### 〇宮澤防災課長

丸山委員がおっしゃったとおり、確かに7時間45分なんですが。仮に7時間45分災害で 出動した場合については、8千円の支給という形になると思います。

## 〇丸山委員

その7時間45分を大幅に超える場合、これはどのような対応になっていくんでしょうか。

### 〇宮澤防災課長

そこがありまして、他市ですと、今回、1回8千円。印旛管内とかですと、半日だと4千円という形で規定しているところが、今回改正しようとするところが多いんですが、うちの方は1時間1千円という形にしましたので、仮に9時間だったら9千円。10時間と上がっていった場合には1時間当たり1千円ということで、時間を掛けて出すような形になります。

# 〇丸山委員

分かりました。

それで、この間もあったことなんですが、私の近くの団地の中が冠水しまして、本当に長い時間、消防団の皆さんが張り付いていただいて、いわゆる冠水対策をやっていただいたんですけれども、これはもう一昼夜以上だったというふうに覚えていますが、こういったときの対策、対応というのはどんなふうにされるんでしょうか。

### 〇宮澤防災課長

出動報酬につきましては、今回時間ということで、1千円ということで設定しましたので、 時間に応じて報酬は支払いするような形になると思います。

また、なるべく担当としては、一人の団員が10時間とかというのは、基本的にあまり思わ しくないと思いますので、その辺は消防団全体で、交代で回していけるように、現場自体は していきたいとは思います。

報酬の支払いの金額的には人が変わっても、うちとしては変わらないんですが、なかなか前回、西林であったときは、地元16分団がずっとという形にはなってしまったので、ちょっとそれは報酬を払えばいいという話ではないので、その辺をちょっと考えていかなければいけないのかなと思います。

### 〇丸山委員

団員が少ない中で、なかなか消防団の皆さんも大変な思いをして対応をしていただいたんだ というふうに思います。

それとあと、先ほど訓練等に対しても1回当たり1千500円というような説明をいただいているわけですけれども、機器の点検であるとか、防火水槽の点検もしていただいていますよね。こういったときの対応はどのようにされるんでしょうか。

#### 〇宮澤防災課長

今回の出動報酬につきましては、基本的には消防団長から指示があったときという形にして おりますので、各分団で最低でも月1、2回は水利点検をやっていただいているんですが、 それは、今回は報酬の対象にはしておりません。

#### 〇丸山委員

そういうのがあって、初めて、いざ火事というときには対応できるわけで、やはり日常的な そういった点検というのも、消防団の皆さんは本当に忙しい中やっていただいているわけで、 そういった点でもきちんと対策を取っていくべきではないかなというふうに思いますが。今 回はなかったということですけれども、しかし、今回はなかったではなくて、追加でもいい から、ぜひせっかくこうやって処遇改善を図っているわけなので、一気にこの処遇改善を 図っていただきたいというふうに思いますが、その点についてもう一度答弁いただきたいと 思います。

#### 〇宮澤防災課長

今回、条例の方では、一応訓練という形で、大まかなくくりで出すことになっていて、私が 先ほど答弁しましたように基本的には入っていないんですが、どこまでを訓練で見るかとい うのは、ある程度防災課の方で内規的なものを作っておりますので、その辺はタイミングを 見てちょっと改正を図りたいと思います。

### 〇丸山委員

ぜひ機器の点検であるとか、防火水槽の点検というのは、まさにいざというときの基礎的な 部分でありますので、ぜひこの点についてもきちんと対応いただきますよう、よろしくお願 いいたします。

それと、先ほども消防団員の年齢等が質問されておりましたけれども、令和3年度の基本団員数はどのくらいになっているんでしょうか。

## 〇宮澤防災課長

4月1日時点というか、現時点で総数だと360名なんですが、機能別団員がそのうち32 名おりますので、あと、女性消防班が9人おりますので。

## 〇丸山委員

3 2 9 .

### 〇宮澤防災課長

329。そうですね。はい。すみません。

## 〇丸山委員

これは年々基本団員数が減っているというのが実態だというふうに思うんですね。

それで、消防庁は今回の処遇改善によって、団員確保につなげていこうということを言っているわけなんですけれども、処遇改善をするだけで、果たして団員が増えていくのかという点では大変疑問を感じるところです。本当は期待したいところですけどね。

やっぱり生活様式が大きく変わる中で、団活動が団員や家族に大きな負担になっているということは事実だというふうに思います。そういう点では、本当に団員の確保を困難にしているのではないかというふうに思うわけですね。

昨日の議案質疑の中でも、こういった問題について、分団長会議の中でどう変えていったらいいか、意見を聞きますという前向きの答弁はあったわけなんですが、これはなかなか組織的なものであって大変なんじゃないかなというふうに思うんですね。

私は、ぜひ検討委員会、これからの消防団はどうあるべきかという、そういう検討委員会を 立ち上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですね。

やはり従来の訓練の在り方、操法大会も含めて、そういったものについても団員の皆さんに とっても大変な負担になっていることは事実だと思うんです。ですので、私はそういう意味 で、ぜひ今後の消防団の在り方についての検討委員会を、ぜひ庁舎内に立ち上げていただき たいというふうに思うわけなんですが、こういった点で総務部長、どんなふうにお考えで しょうか。

#### 〇會嶋総務部長

昨日答弁を差し上げたときは声を聞くということで、今回、今ご提案がありました検討委員会ということで、やはりこれは現場とか、日常というか、消防団の活動全体をある程度把握しているものも含めた中で、やはり検討せざるを得ない。

今まではやっぱり職員だけで集まって検討しました、提案しました、やっぱり駄目ですじゃ あ、これじゃあ、意味がないと思いますので、やはり現場の方も含めた中での組織をこしら えて、そこにはいろんな方がいらっしゃるかと思いますが、こしらえた中で、やはり八街市は、昨年度はやっぱりその前の台風から始まって、そういった経験がありますから、それを踏まえた中でやはり必要ではないかというふうに今は考えます。

ですので、すぐにどうこうとちょっとできませんが、新年度にはこれを立ち上げるという方 向性を打ち出して、それで早々にでも立ち上げた中で検討していくということを進めていき たいと思います。

# 〇丸山委員

ぜひよろしくお願いいたします。

これは全国的にも、今はもちろん団員が確保できないということで大きな問題になっていて、 各行政区でもこういった問題を何とかしなきゃいけないという検討委員会を立ち上げている、 そういった行政区も多いようでございます。

ぜひこの八街市にとっても今後の防災をどうしていくのかという立場から、積極的に取り組んでいただきたい。このことを申し上げて私の質問を終わりにいたします。

以上です。

### 〇石井委員長

ほかに質疑はございませんか。

## 〇栗林委員

すみません。先ほど質問し忘れたところがありまして、昨日、質疑の中でも、分団長会議等の有効活用というか、お話があったんですが、実際各分団が団員の確保に向けてすごく努力されていると思うんですけれども、そういうところで、こんなふうに今やっていますというような成功事例といったらあれなんですけれども、こういうふうに活動して団員を募集し、確保しておりますというような、そういういい活躍をされている分団とかの紹介といいますか、こんなことがありましたというのがあれば、お知らせいただければと思います。

#### 〇宮澤防災課長

八街市の分団長会議ですと、八街市の消防団の分団長なので、ちょっとなかなか現状は増えているところがないので、なかなかいい事例というのがないんですが、あと、分団長会議のときには、一応意見が結構出ていまして、操法大会とか出初め式ですね。要するに災害出動以外の部分については、分団長から意見がうちの方にありまして、それについてもある程度検討しているところですね。

また、操法大会につきましては、国の方で検討委員会がありまして、そちらで操法のやり方についても4月から多少やり方が変わったりするので、そういったところはある程度改善はできているのかなとは思います。

#### 〇石井委員長

栗林委員、よろしいですか。

#### 〇栗林委員

はい。大丈夫です。

# 〇石井委員長

ほかに質疑はございますか。

# 〇新見委員

ちょっとお聞きしますが、八街には多種多様の企業がありますけれども、八街の消防団に 入っているけど、会社が八街にあって、住まいは別だという人はいらっしゃいますか。

### 〇宮澤防災課長

現状では、要は市内在勤者の入団という形だと思うんですけれども、現状ではいません。 もともと八街に住んでいて、消防団に入っていて、市外に転居して、そのまままだ消防団員 をやっている方はいらっしゃいます。

# 〇新見委員

昔と違ってよく分かると思うんですけれども、生活様式が変わっていますよね。こちらだったら、農家の人たちが地元で働いて何かあったときにすぐ動けるというような生活様式でしたから、都内でも何でも。商店の人たちが消防団に入ると。だからうまくいったんですけど。今はそういう時代じゃないですよ。少し考えを変えた方がいい、転換した方がいいと思う。

例えば企業で働いている従業員の方に消防団に入ってもらうとか、そういった活動を一つ一つ埋めていった方がいいのではないかと。今、地元にいて地元で働いている方というのは本当に少ないと思うんですよ。それで消防団員が少ない、少ないと言ったって、それは当たり前。先細りになるだけ。少し考えを変えてみませんか。どうでしょうか。

# 〇宮澤防災課長

今、新見委員からいただいた在勤者の入団については、確かに有効であると思いますので、 今後検討していきたいと思います。

#### 〇新見委員

その検討はいつお返事を下さいますか。その検討は、どう検討したかというのはお話をしていただけますか。

#### 〇宮澤防災課長

在勤者に対する入団の促進につきましては、広報等について検討しまして、委員会なり、議会なりの機会にお答えできればと思います。

#### 〇新見委員

よろしくお願いします。

## 〇石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。 これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 〇石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第2号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

### 〇石井委員長

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

小川喜敬副委員長、林政男委員の入場を許可いたします。

続いて、議案第5号、八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい たします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

# 〇宮澤防災課長

付議案の11ページ、議案説明資料の12ページをご覧ください。

議案第5号、八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。この条例は、本条例で定める八街市交通安全対策会議の委員について、市の機関の職員として各部の長を任命するものと定めており、4月の組織改編により部が増設されることから、現在15人以内となっている定数を17人以内に改正するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 〇石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

#### 〇小川副委員長

それでは、若干の質問をさせていただきたいと思います。

八街市交通安全対策会議について人数が2名増員で、新たに副会長に教育長ということでございますが、ほかにどんなメンバーの方がいるか、役職だけで結構ですので教えてください。 お願いします。

#### 〇宮澤防災課長

交通安全対策会議につきましては、市長が会長です。それで、副会長が副市長と、今回の改正により教育長、また、それ以外に関係行政機関の職員として、県の印旛地域振興事務所長、県の印旛土木事務所調整課長、また、佐倉警察署交通課長、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合消防長。今回の変更のところなんですが、総務部長、市民部長、福祉部長、健康こども部長、経済環境部長、建設部長、教育次長。

また、これ以外に交通安全を推進する団体の代表者としまして、市の交通安全協会の会長。また、佐倉の安全運転管理者協議会の会長。それ以外につきましては、公募等で市民の方ということになっております。

### 〇小川副委員長

ありがとうございました。

それで、昨年6月28日の事故以来、この会議がその後に何回開催され、また内容等、また

時間等が分かれば教えてください。よろしくお願いします。

## 〇宮澤防災課長

昨年なんですが、交通安全対策会議自体は2回開催しております。8月12日と10月13 日に開催しております。

内容につきましては、八街市の交通安全計画を作成いたしましたので、その内容について、 まず一度、1回目の開催で原案を見ていただいて、その後、パブリックコメントを実施し、 最終的にパブリックコメント後の内容を承認していただいたという内容になっております。

### 〇小川副委員長

ありがとうございました。

今後、昨年6月28日のあの事故のような悲惨なことが、事例がないように、また市民みんなで協力してこういった交通安全対策ですね。特に副会長に教育長がなられたということは、特に児童の交通安全に力を入れられると思います。今後、ますますこちらの会が推進していただきたく思いますので、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

### 〇石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 〇石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第5号、八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

#### 〇石井委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号、八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と いたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

#### 〇宮澤防災課長

付議案16ページ、議案説明資料の61ページをご覧ください。

議案第18号、八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

この条例は、先ほどご審議いただきました議案第5号と同様、本条例で定める八街市防災会

議の委員について、市の機関の職員として各部の長を任命しておりますが、4月の組織改編により部が増設されることから、現在30人以内となっている定数を32人以内に改正するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 〇石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 〇石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第18号、八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

### 〇石井委員長

起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号、八街市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

#### 〇片岡総務部参事

別冊の付議案2ページ、議案説明資料5ページをご覧ください。

議案第20号、八街市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 ご説明いたします。

改正の理由は、国の全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として署名、押印、対面を不要とすることとされたことによる職員の服務の宣誓の際に、署名及び対面を不要とする政令の改正を踏まえて、また、国発出の地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しによりまして、本市においても任命権者の面前での署名及び押印を不要とするために改正を行うものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 〇石井委員長

以上で説明が終了いたしましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 〇石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第20号、八街市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

# 〇石井委員長

起立全員です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで職員の出入りがありますので、10分ほど休憩いたします。

休憩後は、議案第6号、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款の審査を行います。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時41分)

# 〇石井委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題といたします。

お諮りします。審査の方法は、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款を先議し、歳出は款 ごとに審査したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 〇石井委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定いたしました。 歳入全款について、提案者の説明を求めます。

# 〇和田財政課長

それでは、歳入全款につきましてご説明いたします。

補正予算書14ページをお願いいたします。

12款1項1目地方交付税は、補正前の額から4億2千159万9千円を増額し、45億5 千982万円とするもので、1節地方交付税は、普通交付税の国税収入の補正等に伴う増額 交付です。

内訳といたしましては、臨時財政対策債償還に要する経費として2億6千732万6千円、 臨時経済対策費として1億4千660万6千円、調整復活として766万7千円となっています。 次に、14款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は、補正前の額から16万3千円を増額し、1億417万8千円とするもので、2節児童福祉費負担金は、児童発達支援事業負担金の利用者の増に伴う増額で、つくし園管理運営費への充当です。

- 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から5千710万8千円を減額し、35億621万2千円とするもので、支出見込額の確定によるものです。 失礼いたしました。
- 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から5千710 万8千円を減額し、35億621万2千円とするもので、支出見込額の確定によるものです。
  - 1節保険基盤安定負担金は、国民健康保険安定負担金3万1千円の増額です。
  - 2節社会福祉費負担金は、生活困窮者自立支援事業負担金1千295万2千円の減額です。
  - 3節障害者福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金4千250万円の増額です。
- 5節児童保護措置費等負担金4千559万6千円の減額は、子どものための教育・保育給付交付金3千683万3千円、子育てのための施設等利用給付交付金876万3千円の減額です。
  - 6節児童手当負担金は、3千142万6千円の減額です。
  - 15ページに参りまして、7節児童扶養手当負担金は966万5千円の減額です。
- 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正前の額から1千564万7千円を増額し、3億5千452万4千円とするもので、1節総務管理費補助金は、社会保障・税番号システム整備費補助金、転出転入ワンストップ化に伴うシステム458万7千円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金978万1千円、マイナポイント事業費補助金127万9千円の増額です。
- 2目民生費国庫補助金は、補正前の額から442万8千円を増額し、22億4千553万6 千円とするもので、3節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金483万2千円の 減額、保育対策総合支援事業費補助金580万円の減額、保育士等処遇改善臨時特例交付金 1千506万円の増額です。
- 4目土木費国庫補助金は、補正前の額から2億5千829万5千円を増額し、3億153万9千円とするもので、1節道路橋梁費補助金は、社会資本整備総合交付金2億5千470万円の増額、2節都市計画費補助金は、社会資本整備総合交付金359万5千円の増額です。
- 5目教育費国庫補助金は、補正前の額から959万7千円を減額し、1億220万4千円とするもので、1節小学校費補助金11万8千円の減額は、特別支援教育就学奨励費補助金50万円の減額、公立学校情報機器整備費補助金38万2千円の増額です。
- 2節中学校補助金7千円の減額は、特別支援教育就学奨励費補助金75万円の減額、公立学校情報機器整備費補助金74万3千円の増額です。
- 4 節学校保健費補助金947万2千円の減額は、学校保健特別対策事業費補助金872万2 千円、教育支援体制整備事業費交付金75万円の減額です。
- 16ページに参りまして、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から910万4千円を減額し、11億6千407万5千円とするものです。

- 1 節保険基盤安定負担金は、国民健康保険基盤安定負担金155万8千円の増、後期高齢者 医療保険基盤安定負担金300万円の減額です。
  - 2節障害者福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金2千125万円の増額です。
- 4 節児童保護措置費等負担金は、子どものための教育・保育給付交付金2千203万5千円、 子どものための施設等利用給付交付金438万1千円の減額です。
  - 5節児童手当負担金は、249万6千円の減額です。
  - 3目県非常事務交付金は、交付額決定に伴う144万円の減額です。

次に、2項県補助金、1目総務費県補助金は、補正前の額から117万5千円を減額し、6 95万円とするものです。

- 1節総務管理費補助金は、地域少子化対策重点推進補助金117万5千円の減額です。
- 2目民生費県補助金は、補正前の額から78万9千円を増額し、1億8千420万円とする ものです。
- 2 節障害者福祉費補助金は、障害者グループホーム運営費等補助金205万円の増、強度行動障害県単加算事業補助金441万1千円の減額です。
  - 4節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金315万円の増額です。
- 4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から581万円を増額し、6千546万円とする ものです。
- 2 節農業振興費補助金は、農業次世代人材投資事業補助金675万円の減、災害に強い森づくり事業補助金111万5千円の減、担い手確保経営強化支援事業補助金1千367万5千円の増額です。
- 17ページに参りまして、17款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金は、補正前の額から233万5千円を減額し、268万5千円とするものです。
  - 1節都市計画費補助金は、被災住宅修繕緊急支援事業補助金233万5千円の減額です。
  - 8目教育費県補助金は、補正前の額から13万7千円を減額し、216万円とするものです。
- 1 節社会教育費補助金は、青少年相談員活動費補助金1万5千円の減、学校家庭地域連携協力推進事業費補助金12万2千円の減額です。
- 次に、18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、842万円を全額増額 するものです。
  - 1 節土地売払収入は、大谷流などの赤道の土地売払収入です。
- 次に、19款1項1目寄附金は、補正前の額から3万5千円を増額し、8千644万9千円にするものです。
  - 1節総務費寄附金は、野球場建設指定寄附金の増額です。
- 18ページに参りまして、20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補 正前の額から3億7千266万2千円を減額し、1億5千918万2千円とするものです。
- 1節財政調整基金繰入金は、令和3年度12月、国の追加普通交付税の交付により減額した ものです。
  - 3目森林環境整備基金繰入金は、補正前の額から189万4千円を減額するものです。

1 節森林環境整備基金繰入金は、充当事業費、市道等周辺森林整備事業1千554万9千円 の当初予算からの減額によりまして、事業費が確定したことにより189万4千円を全額減 額いたします。

2項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金は、193万6千円を全額増額するものです。

- 1節後期高齢者医療特別会計繰入金は、過年度精算分の増額です。
- 21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正前の額から7千713万1千円を増額し、 3億5千867万5千円とするものです。
  - 1節繰越金は、前年度の繰越金でございます。
- 19ページに参りまして、22款諸収入、5項雑入、3目雑入は、補正前の額から755万7千円を減額し、1億891万円とするものです。
- 1 節雑入は、児童発達支援事業費収入203万7千円、全国公営住宅火災共済機構災害見舞金552万円の増額です。
  - 23款1項市債、3目衛生債は、1節保健衛生債、上水道事業一般会計出資金の減額です。
- 2節清掃費、ごみ焼却施設整備事業で、CO2対応を機械などの基幹的設備実施設計に伴う 工事費増による710万円の増額です。一般廃棄物処理事業債、充当率補助事業分90パー セント、単独事業分75パーセント、交付税措置は30パーセントを活用いたします。
- 5目土木債は、1節道路橋梁費、道路改良事業は国の補正により社会資本整備事業2億1千710万円の増、大池排水区整備事業一般会計負担金1千230万円の増額です。
- 3節都市計画債、都市計画道路整備事業は、県事業である佐倉インターチェンジに接続する 道路整備のバイパス事業市負担金が、次年度負担となったため減額するものです。地方道路 等整備事業債充当率は90パーセントのものです。

7目教育債は、地域活性化事業債、充当率90パーセントを活用した中央公民館施設整備事業中・南棟、ほか照明設備改修事業を実施する大会議室が、コロナワクチン接種会場として利用しているため、次年度へ工事を延期したことによる280万円の減、図書館施設整備事業館内照明LED化事業費の確定による10万円の減額です。

8 目臨時財政対策債は国の交付税追加交付に伴いまして、臨時財政対策債の償還に要する経費の財源措置分の活用により2億6千730万円の減額です。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 〇石井委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はございませんか。

#### 〇丸山委員

それでは、若干お伺いしたいと思います。

まず、地方交付税についてなんですけれども、この補正では4億2千万円が増ということのようですけれど、その半分は臨時対策債の方に回されてしまうわけで、その辺について、これは臨時対策債が19ページに市債として計上されているわけなんですけれども、今回、2

億6千730万円入れるわけなんですけれども、令和3年度の臨債の見込みは103億7千600万円となるという見込みなわけですね。

今後の見通しですね。この臨債というのは国の借金でもあり、八街市の借金でもあるわけなんですけれども、今後は増やさないで減らしていかなければならないというふうに思うんですが、今後の見通しはどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

### 〇和田財政課長

お答えいたします。

今後の臨時財政対策債の見込みでございますけれども、今年度につきましては、令和3年度補正予算、国の補正予算の対応ということで、国税決算に伴う地方交付税の増分があったということで、臨時財政対策債分の方に活用してよいというようなこともございまして、今回減額させていただいたところなんですけれども、将来的には、国の方も臨時財政対策債をできるだけ発行しないようにという形での努力はしていただけるものというふうに考えておりますが、この辺につきましては、本市といたしましても十分注視をして、国の情報等を見ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

### 〇丸山委員

年々、少しずつじりじりと、この臨時対策債が増えているというのが実態で、やはりこれは、 歳出削減努力に自治体は一生懸命やっているわけですけれども、財源不足の解消にはつな がっていないというふうに思います。

やはりこの地方交付税の代替え措置である臨時対策債、これは国もなくしていく方向であると言いながらも、なかなかなくなっていないというのが実態でして、この解決法の1つとしては、地方交付税の法定率を引き上げていく、こういうことを国にきちんと要求していかないと、解消にはつながらないんじゃないか。

それともう一つは、臨債を廃止する。こういったことをきちんと国に意見として上げていく ことが、地方の財政を守る大きな力になっていくのではないかというふうに思うわけなので、 ぜひともそういう点では、この臨時対策債の在り方について、八街市としてもこの意見を上 げていただくことをお願いしたいと思いますが、その辺についてどうでしょう。

#### 〇和田財政課長

こちらの臨時対策債は、そもそもの交付税の在り方につきまして、市長会を通じて等、それ ぞれの要望活動を通じながら、国の方にも要望をしてまいりたいというふうに考えておりま す。

### 〇丸山委員

やはりこのまま借金を抱えていくような財政運営というのは、本当に先細りしていくのは目に見えていることだというふうに思いますので、ぜひ全力での対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、14ページに、子どものための教育・保育給付交付金があるわけですが、これは 措置費が減額となっております。この減額の理由について、支出見込額の決定が確定である ということを言われたわけなんですけれども、実際に子どもの人数が減っているのかどうか。 その辺についてはいかがでしょうか。

## 〇春日子育て支援課長

子どもの人数が減っているためです。

# 〇丸山委員

実際にはどのぐらい減っているのか、その辺についてはいかがでしょう。

### 〇春日子育て支援課長

こちらの子どものための教育・保育給付交付金の基礎となる委託料の方なんですけれども、 国が定める公定価格というもので委託料が決まっておりまして、その2分の1をこの子ども のための教育交付金で出すわけなんですけれども、この算出方法がかなり複雑なので、何人 という、はっきりした明確な人数は言えないんですけれども、1つの例を挙げさせていただ ければ、年齢が低いほど公定価格とか委託料が上がるわけなんですけれども、0歳児1名を、 もし私立の保育園が入ったとすると年間300万円の委託料を払うことになりますので、そ の2分の1に交付金が出る形になります。

そういうことから、この3千688万3千円をその金額で割り返すと、本当にざっくりなんですけれども、大体25人ぐらいの減ということになります。

### 〇丸山委員

今、八街市は少子化の方向で、今まで保育所が足りないということが言われていて、その中でも待機児童をなくすという取組がされてきているわけなんですね。新年度も新たに民間の保育施設を造っていくということが、たしか市長の施政方針の中で言われていたと思うんですけれども、今、25名ほど少ないんですよということだったんですが、新たに造ろうとしているその施設というのは、何人くらいが入所できる施設なんでしょうか。

# 〇春日子育て支援課長

すみません。後ほど回答させていただきます。

お答えいたします。

この新しく造る保育施設ですけれども、小規模の形で19人を予定しております。

#### 〇丸山委員

19人。

#### 〇春日子育て支援課長

はい。特に小さいお子さんを対応できるように、待機児童を減らすために、0歳児とかそういう小さい子どもさんを預かる予定です。

### 〇丸山委員

少子化で、子どもがなかなか出生率が低い中で、今どうしても造らなければならない新しい 施設なのかどうかというのは大変疑問なわけで、私が心配するのは、公的な保育所、公立の 保育所から 0 歳児を締め出してしまうのかなと、そんなふうにも私は感じているんですけれ ども、そういう方向性を今検討されているんですか。

## 〇春日子育て支援課長

今の待機児童がほぼ0、1、2歳の小さいお子様の方に偏っておりますので、この新しい施

設を造ることによって、その待機児童の解消に努めたいと思っております。

## 〇丸山委員

たしか市長の施政方針の中で、今は待機児童はいませんよという、いないけれども造るんだ よということを言われたわけですね。そういう意味では、本当に公立保育園は公立保育園の 役割がありまして、やっぱり0歳児をしっかりと受け持っていく、そういう必要はあろうか と思います。

民間に全て託してしまうという、今、国の方針がそういうやり方をしていますからね。民間に保育所は移管していってしまうという方向が今出されてきています。そういう点で、八街市もそういったやり方で、未満児の子どもたちは全て民間にというやり方は絶対にしないでいただきたい。やっぱり公立の保育所の役割をしっかり果たす、そういう取組を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

### 〇春日子育て支援課長

公立は公立の保育をきちんとやるということはもちろんのことなんですけれども、待機児童は去年の4月現在では0人だったんですけれども、月日が重ねていくうちに、今現在ですと0歳児が11人で、1歳児が1人という計12人おりますので、その待機児童を公立の保育園と一緒に支えていくことを考えております。

## 〇丸山委員

ぜひ公立保育園の役割をしっかり果たしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、国庫支出金で、総務費の国庫補助金についてお伺いいたします。この中には社会保障・税番号制度システム整備費補助金458万7千円とありますが、これはどのようなシステム整備をするのかお伺いいたします。

# 〇中澤市民課長

これは国のデジタルガバメント実行計画を踏まえ、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行い、転入地があらかじめ通知された転出届の情報により、事前準備を行うことで手続時間の短縮、ワンストップ化を図れるよう、デジタル社会形成整備法の公布により、住民基本台帳法が改正されました。

この改正に基づき、転出届の情報の取り込みや転入届にあらかじめ印字等を行えるよう、住民記録システムの改修を行うもので、その改修に係る補助金となっております。

# 〇丸山委員

そして、いま一つ、マイナポイント事業費補助金、これは127万9千円と計上されておりますけれども、これは一体どのような内容かをお伺いいたします。

#### 〇渡邉企画政策課長

これにつきましては、令和3年11月19日に閣議決定されました、コロナ克服新時代開拓 のための経済対策において、マイナポイント事業の拡充、いわゆるマイナポイント第2弾が 実施されることとされ、これに伴い、マイナポイントの予約申込手続拡充等に必要となる経 費が盛り込まれた、令和3年度補正予算が成立いたしました。 今回の歳入補正につきましては、マイナポイント支援に係る従事職員、会計年度任用職員で ございますが、その2名分を国の方に補助金の変更申請を行いました。これに伴いまして、 歳入の増としているものでございます。

### 〇丸山委員

これは会計年度職員 2 名分の変更をするものであるということのようなんですけれども、この間のマイナポイントの事業費、これは総額どのぐらいになってきているのか、その辺についてはいかがでしょう。

### 〇渡邉企画政策課長

申し訳ございません。後ほど回答させていただきます。

## 〇丸山委員

このマイナポイントというのは、登録すれば5千円ポイントがつくと。それから、健康保険証として登録すれば7千500円。また、銀行口座へひも付けすれば7千500円というようなことで、総額2万円のポイントが発行されるということのようなんですけれども、この利用状況ですね。むしろ言えば、発行状況、マイナンバーカードの交付率ですね。この間どのように変化してきているのか、お伺いしたいと思います。

### 〇中澤市民課長

マイナンバーカードの交付状況ですが、令和4年1月末時点で、累計枚数2万7千371枚で、交付率は39.7パーセントとなっております。

### 〇丸山委員

39.7ということで、全国平均的な状況かというふうに思いますけれども、これはもう既に6年間マイナンバーカード申請受付をやってきているわけなんですけれども、まだ4割足らずだという状況で、国の方は22年度中に100パーセント交付率をということを目指しているわけですね。国民全てに交付すると。実際に八街市では、22年度中にこういった取組ができるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

#### 〇中澤市民課長

国の方の目標は、来年度100パーセントを目指してということですので、それに向けて担 当課の方でも事業の方を来年度実施していく予定ではございます。

今の取組としては、まずできることからということで、今実施しております確定申告会場、あと、ワクチン会場の方にマイナンバーカードの紹介コーナーを作成しました。4月からは交付窓口の、交付された方が利用、来やすいようにということで、今現在、火曜日の夜間と最終日曜日、交付窓口を開設して交付をしておりますが、第2日曜日についても交付窓口を設けたいと考えております。

そのほかにもコロナの状況を見ましてにはなりますが、出張申請や出張サポート、そういったものも検討してまいりたいと思っております。

#### 〇丸山委員

マイナンバーカードを保険証として登録すれば、健康保険証として利用できますよということをやっているわけですね。市内の病院で、この保険証を利用できる、マイナンバーカード

を利用できる施設というのは、何か所くらいあるんでしょうか。医療機関幾つの中でどのくらいあるのか。

# 〇中澤市民課長

すみません。全体の数まではちょっと今……。

すみません、ありました。

申し訳ございません。今ちょっと市内の病院数の方は把握できていないんですけれども、ちょっと古いんですが、11月21日現在で、千葉県内の医療機関が150機関、歯科が160、薬局364件ありまして、八街市内では、その時点で歯科1件、あと、薬局1件という状況だったんですが、現在も……。

### 〇丸山委員

何が1件。

### 〇中澤市民課長

歯科が1件と薬局1件です。現在も2件に変わりはございません。

## 〇丸山委員

来年度、100パーセント交付率を目指しているわけですけれども、実際には使えないわけですよね。今みたいに歯科が1件、薬局が1件しか使えない。病院では使えない。こういう矛盾したやり方は果たしていいのかなと。なぜ4割程度にとどまっているかというと、やっぱりマイナンバーカードを持つことに不安を感じている市民が圧倒的に多い。これは全国的にもそうだと思いますけどね。

こういう中で強引に進めるやり方というのはいかがかなということを、大変私も疑問を感じるところであります。

特にマイナポイント事業では、交付率を上げるために、支援金が2万円欲しかったら個人情報をひも付けしなさいよという、そういうある意味強引な、圧力的なやり方をしているじゃないかということで、それは政府のやり方ですから、それに従わざるを得ない市の職員の皆さんはもっとつらいと思いますけどね。国のこうした在り方に対して、大変私は問題であるということを指摘しておきたいというふうに思います。

それで最後、戻ってしまって申し訳ございません。このシステム整備費の補助金、今回45 8万7千円計上されておりますけれども、この間、どのぐらいの整備費が確保されてきたんでしょうか。

## 〇中澤市民課長

マイナンバー関係のシステム整備につきましては、平成29年度から開始されておりまして、 平成29、30年度で旧姓併記ですね。女性の活躍に対応したマイナンバーカードの記載事 項の充実を図るために、マイナンバーカード等に旧姓の併記を可能とするためのもの、まず これが実施されました。

令和2年度においては、デジタル手続法の改正によって、国外転出者によるマイナンバーカードや、電子証明書の利用実現を目的とした住民基本台帳システム及び戸籍システムの改修及び戸籍法の一部改正により、5年後をめどに本籍地以外で戸籍のデータを参照すること

ができるようにし、戸籍届出における添付書類の簡素化を図ることや、本籍地以外の市町村で戸籍を請求できるように、戸籍関係の情報連携のための戸籍システムの改修を昨年度行っております。

今年度、この転入、転出のワンストップ化に係るシステム改修ということで、以上、全ての システム改修費につきまして、合計しますと2千297万1千円になります。

### 〇丸山委員

• • • •

# 〇中澤市民課長

2千297万1千円です。

## 〇丸山委員

分かりました。やはりこれだけシステム改修をし、それから、マイナポイント事業に補助金 を出し、それでも4割程度であるというのは、大変これは国の失政であると、私は言わざる を得ないというふうに思っています。

次に、15ページの土木費国庫補助金の中で、都市計画費補助金、これは社会資本整備総合交付金ということなんですが、359万5千円。これは実際、具体的にはどのような事業に向けられたのか、お伺いいたします。

## ○飯田都市計画課長

こちらの社会資本整備総合交付金なんですけれども、こちらは2つの事業費に対するものでして、1つは被災住宅の修繕、こちらの補助金。それから、宅地耐震化、こちらは新しく計上するものなんですけれども、こちらの方の2事業になりまして、被災住宅については80万5千円の減額、それから、宅地耐震化については、耐震化の方の推進事業につきましては440万円の増額、それの差引きということで359万5千円ということになります。

# 〇丸山委員

はい。分かりました。以上です。

#### 〇石井委員長

ほかに質疑はございませんか。

#### 〇新見委員

マイナンバーカード、39.7パーセントということですね。2万7千371枚交付しているということですが、最近下の受付の方を見ていますと、ちょこちょこいらっしゃっていますよね。

先ほど、来年度中ですか、100パーセントという目標を。100パーセント。100パーセントなんてあり得ません。100パーセント行く自体がおかしい。どこかの国じゃないんだから。必ず嫌がる人もいるんだから。その意気込みは分かりますよ。三味線を弾いている人がどういう人か顔を見たいものだけどね。

ただし、マイナンバーカードは非常に利便性があります。私もこの間、役所に来ないで住民 票、そして印鑑証明書をコンビニで取りました。非常に簡単でした。これがもっと南の方、 北の人たちがわざわざ役所に来ないで済む。これは大いに宣伝というか、発展させるべきです。

それで、個人情報の宝庫とかとおっしゃっていますが、名前と住所、それぐらいでしょう。 あと、これにお薬手帳とか、そういったものがつくと、特にお薬手帳なんですけど、オー バードーズを防ぐことができるんですよ。あちこちの医院に行って、薬局に行って、同じ薬 をもらって、それを飲んで楽しんでいるような若者もいるわけですよ。年寄りにもいるけど。 そういうことを防ぐことができる。

ぜひとも100パーセントを目指してください。頑張ってください。 以上です。

## 〇石井委員長

新見準委員、中澤市民課長の答弁を求めますか。

### 〇新見委員

100パーセントできる自信はあるか。

## 〇中澤市民課長

現状としてお伝えさせていただきますが、過去3年間、令和元年度の交付枚数は、1年間で1千958枚でした。令和2年度は7千252枚、令和3年度に入りまして、4月から1月時点で8千26枚になっております。これで今4割という形ですので、目標として100パーセントということで国が掲げておりますので、目指しますということでお答えさせていただきます。

以上です。

#### 〇新見委員

国が言うからそのとおりということでいいんですか。もうちょっと自治権を持った方がいいと思いますよ。確かにそのとおり、言えませんよ、無理ですとは。でも、その気構えは、来年度中に100パーセントですよね。さっき数字を並べていましたけれども、それでいくと、大体どのぐらいに行きそうですかね。

#### 〇中澤市民課長

前回のやはり同じご質問があったときに、7千枚を目標にということで答弁させていただいていたかと思います。ただ、実際に今年度に入りまして既に8千枚の交付がございますので、目標としていました7千枚は交付することができております。

今後、力を入れて活動はしていきたいと思っておりますので、100パーセントを目指して ということでお伝えさせていただきたいと思います。

## 〇石井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

# 〇林 政男委員

すみません。1つだけ教えてください。

17ページの財産収入、不動産売払収入とございますけれども。

### 〇石井委員長

すみません。もう一度大きい声でお願いします。

## 〇林 政男委員

1.7ページの財産収入とございますけれども、これはどこの財産を売ったのでしょうか。

### 〇中込道路河川課長

こちらにつきましては、市内の赤道について、その機能がないものにつきまして、申請に基づいて払下げを行ったものでございます。案件としましては4件分でございます。

### 〇林 政男委員

全部じゃなくてもいいんですけれども、具体的にはどこを指しているんですかね。

# 〇中込道路河川課長

1件分は市内五区交差点付近、ここが41.49平米。もう一件が市内の三区、20.11 平米、もう一件が小谷流ドギーズアイランド関係です。もう一件がやはり小谷流ゴルフ場関係の中の払下げとなっております。

# 〇林 政男委員

この赤道の廃止については、手続的にはどのような手続を踏んで、かつてということではないんですけれども、従来はそこの地区の同意とかそういうのを得た上で廃止、あるいは売却をしていたんですけれども、例えば小谷流のドギーズ関係についても、地元の同意とか、そういうのも含めて売却しているんでしょうか。それだけ1点お願いします。

### 〇中込道路河川課長

こちらの財産払下げにつきましては、まず、用途廃止申請をしていただいて、その用途が機能がないということで、廃止していいかということを決定させていただきます。その際に、関係地権者、隣接地権者と地元区の同意をいただいて、用途廃止をしまして、その後、各申請者に払下げのまた申請をしていただくという形の手続になっております。

#### 〇石井委員長

ほかに質疑はございますか。

#### 〇渡邉企画政策課長

先ほど丸山委員のご質問でございますが、質問としては、本市の、八街市の事業額ということでよろしいでしょうか。

八街市のこれまでの、今年度の事業としては、今回補正で127万9千円ほど上程してございます。それを含めまして、総トータルで372万円ほどの今年度事業費になるものと考えております。

以上でございます。

#### 〇石井委員長

丸山わき子委員、よろしいでしょうか。

#### 〇丸山委員

はい。大丈夫です。

## 〇石井委員長

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 〇石井委員長

質疑がなければ、これで、質疑を終了いたします。

会議中ですが、ここで職員入替えのため10分ほど休憩いたします。

休憩後は、議案第6号、歳出1款議会費、2款総務費、3項を除く、4款衛生費のうち1項 7目、8款消防費、11款公債費、第4表地方債補正の審査を行います。

それでは休憩いたします。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午前11時39分)

# 〇石井委員長

休憩前に続き、会議を続けます。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

# 〇日野原議会事務局長

令和3年度議会費、3月補正についてご説明いたします。

補正予算書の20ページをご覧願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費につきましては、補正前の額から149万3千円を減額し、補正後の額を2億714万円にしようとするものです。

説明欄をご覧願います。議員報酬等69万2千円の減につきましては、1節報酬42万6千円の減、3節職員手当等26万6千円の減で、いずれも議員の長期欠席による減額によるものです。

次に、議会費運営費74万円の減につきましては、印刷製本費、筆耕翻訳料、会議録作成業 務及び会議研修会等参加負担金確定により減額するものでございます。

最後に、議員研修費につきましては、13節使用料及び賃借料のうち、自動車借上料6万1 千円の減につきましては、北総地区市議会正副議長会議員研修会中止によるバス借上料の減額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇石井委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出2款3項を除く総務費について、提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

## 〇片岡総務部参事

2款総務費、1項総務管理費について説明いたします。

補正予算書21ページをお願いいたします。

1目一般管理費は、補正前の額から130万円を増額し、補正後の額を6億9千545万4 千円とするものでございます。

説明欄で説明いたします。一般管理費について、職員手当は、時間外勤務手当の調整に伴う 増額補正でございます。

以上で、一般管理費の説明を終わります。

### 〇和田財政課長

続きまして、6目財産管理費は、補正前の額に93万5千円を減額し、1億298万5千円とするものです。公共施設等マネジメント推進事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、委託料、職員研修業務を中止したことによる減額でございます。

# 〇渡邉企画政策課長

続きまして、11目諸費につきまして説明いたします。これは補正前の額から126万5千円を減額し、補正後の額を2億23万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。移住定住促進事業費130万円の減は、新型コロナウイルス感染症の流行、感染症防止の観点から、婚活イベントを中止したこと。また、県補助金の確定によりまして、18節結婚新生活支援事業補助金を105万円減額しようとするものです。

次に、野球場建設基金費3万5千円は、歳入予算に計上しました指定寄附金と同額を積み立てようとするものでございます。

以上で、2款総務費の説明を終了いたします。

ご審議のほど、お願いいたします。

#### 〇石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

# 〇丸山委員

それでは1点お伺いいたします。

21ページの公共施設等マネジメント推進事業費の93万5千円減、これはコロナ等による中止によるものということのようなんですけれども、この公共施設等マネジメントという問題では、公共施設の在り方がきちんと今論議されていかなければならない時期であろうかというふうに思いますけれども、この研修はなくなったにしても、この公共施設の在り方についての検討というのは進められているのかどうか。その辺についていかがでしょうか。

## 〇和田財政課長

本公共施設等マネジメント職員研修につきましては、これは、外部から講師の方をお招きしまして、公共施設の整備ですとか、維持管理、運営等につきまして、市の方の要請に応じて、シンクタンクの専門家さんを派遣していただくというような事業でございまして、また、こういうものも令和2年に一度開催はしているんですけれども、引き続き継続してやっていこうというようなことで予算計上はさせていただいておりました。

そうした中で、市の中でも未利用地等、遊休地等もございますので、そのような利活用を十 分図っていかなければならないということで、市の正式名称が八街市公有財産利活用検討委 員会という組織を組織いたしまして、令和3年度につきましては、委員会とその下に下部組織である幹事会を設置いたしまして、計4回未利用地等の在り方、今後の利活用のまず検討の仕方、手法というものをどのように検討していくかというような手法を検討しているところでございます。

引き続きこの利活用検討委員会等を活用しながら、土地の有効利用というものを図って、財源の拡充に努めてまいりたいというふうにも考えてございます。

## 〇丸山委員

私は以前から申し上げておりますけれども、例えば八街駅前の駐輪場の在り方。今はかなり利用者が少なくなっております。あそこも借りている土地のようなんですけれども、そういった点では、今少し整理をし、活用できるものであれば、もっとほかの形で活用すると。もっと急いだ対応ができないのかどうか。その辺については検討されているのかどうか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

### 〇會嶋総務部長

今具体的にございました南口のお話ですけれども、あそこはおっしゃるとおり、今借りている土地があるというところと、あいにくこれはちょっと私どもの方の直接というか、間接というか、今境界の関係でもめている土地があります。それが、相手方がちょっと1つ上のところへ持ち上げている状況ですので、その辺の確認、結論が出ないうちに、こちらがその未利用地をいじるということは、いろんな面で問題があろうかと思います。

それで、具体的には2年ぐらい前に、予算協議等の中では、やはりあそこをもう一度見直すべきだということで、借地も含めた形の見直しをしようということで、予算の当初予算協議の中では上がりました。

しかし、いろいろなそういった諸般の問題がございましたので、少し様子を見た方がいいというところと、あとは地元の方々にまだ何もお話をしていませんので、当初予算にいきなり南側のどうのこうのという単語が出るということに対して、逆の抵抗があるというところも心配がありましたので、しばらく様子を見たいというところで、今静観しているところでございますので、いずれ近いうちには何かしらの答えが出るかと思います。その段階で改めてテーブルに乗せようというふうには考えておりました。

#### 〇丸山委員

全然手つかずではなくて、担当課の方でも対応されているということなので、安心はいたしました。

その他の公有財産に関係しては、市営住宅等の跡地の活用等もまだまだこれからされていかなければならないというふうに思いますけれども、その辺については市営住宅の空き地の活用について、これは検討されているのかどうか。その辺についていかがでしょう。

#### 〇市川建設部長

今回、今年度一応解体いたしました実住団地等につきましては、今までもそうなんですけれ ども、付近の病院の方との協議をしているところでございます。

また、榎戸の団地等につきましては、今、榎戸の地元の地区さんの方と利活用についてご協

議をさせていただいているところでございます。

そのほかのところにつきましても、今後、先ほど言った公共施設の全体の中でも、また利活 用を考えていかなければならないというふうに考えているところでございますので、ご理解 いただければと思っております。

### 〇丸山委員

ぜひそういった形で先に進めていただきたいと、このことを申し上げておきます。 以上です。

# 〇石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、4款衛生費の内1項7目について、提案者の説明を求めます。

## 〇渡邉企画政策課長

31ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目上水道費につきまして説明いたします。これは、補正前の額から668万4千円を減額し、補正後の額を1億9千93万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。上水道事業会計繰出事業費670万4千円の減の理由は、23節水道管路耐震化事業出資金の減であり、水道事業会計における今年度の実施工事が繰出基準を満たさなかったことによるものであります。

次に、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費2万円の増の理由は、18節印 旛広域水道上水道事業児童手当補助金の増であります。これは人事異動に伴い、水道企業部 における対象職員が変更となり、年間支給額が増加したためであります。

以上で、4款衛生費の説明を終了いたします。

ご審議のほど、お願いいたします。

#### 〇石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございますか。

# 〇丸山委員

1点お伺いいたします。

今、投資及び出資金、水道管路耐震化事業出資金670万4千円減額ということで、これは 実施基準を満たさなかったからだというような説明でございましたけれども、この耐震化に 関しましては、今目標に対して何パーセント到達しているのか。その辺についてはいかがで しょうか。

## 〇古西水道課長

お答えいたします。

現在、八街市におきまして、各管路の法定耐用年数に超過している管は約32パーセント程度でございます。実際に昨年と比較してほぼ横ばいの状況になっております。

以上です。

### 〇丸山委員

この耐震化の改修に関しては、計画書が提出されているわけなんですけれども、計画が出されているわけなんですけれども、なかなか進まないという点で、これはもっとスピードを上げなければならないんじゃないかなというふうに思います。

しかし、これは、一般会計からの繰出しがなければ、なかなか進まないということは存じておりますけれども、今後の計画ですね。今後、いつぐらいまでに、どのぐらいを目標にやるのか。その辺はどうなんでしょう。

計画書どおりにはもういっていないというのが事実なんですけれども、年々、毎年2億円ぐらいを投資していかないと、これは計画どおりに進まないということが分かっているわけなんですけれども、これはいつまでにどのぐらいやるのか。その辺はいかがでしょうか。

### 〇古西水道課長

委員さんがおっしゃったように、計画どおりにしなければいけないということになっている んですが、現実問題として、その計画を作っていても、徐々に耐用年数を過ぎている管がま た増えていくような状況でございます。

日本全国で1千400ぐらいの自治体が水道管路を更新しなければいけないと言っていますが、ほぼほぼ管路を全部更新できるとは思えないだろうという一般的なマスコミの話がありまして、ただ、本市としても順次管路を改良しなければいけませんし、管路自体だけではなく、施設の方の改修もままならない状況ですので、財政状況を見ながら、更新等を考えていかなければならないと考えているところでございます。

# 〇丸山委員

どう見ても、まだ3分の1しか改修できていないという点では、大変心細い問題ではないか というふうに思います。これはやはり計画的な取組が必要ではなかろうかと。

本当に一般会計の方も大変な火の車の中でやっているわけなんですけれども、これは市民の まさに命に関わる水問題ですから、これも最優先に取り組んでいかなければならないんじゃ ないかなというふうに思います。

ぜひ計画的に進めていただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。 以上です。

### 〇石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

## 〇宮澤防災課長

補正予算書の37ページをご覧ください。

8款消防費、1項消防費、3目非常時消防費につきましては、補正前の額から252万円を減額し、補正後の額を7千770万1千円にしようとするものです。

消火栓維持管理費252万円につきましては、消火栓新設負担金について、消火栓新設工事 事業費が確定したことにより減額するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 〇石井委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございますか。

## 〇林 政男委員

消火栓の新設負担金が252万円減額になっていますけれども、消火栓の用地提供も含めて、 大変厳しいと聞いていますけれども、この減額もありますけれども、その辺の現状はどうで しょうか。お聞かせください。

## 〇宮澤防災課長

今回、消火栓の減額ですので、用地は基本的に道路ということになるので、用地の確保というのは、消火栓については特にないと思いますが。

# 〇林 政男委員

失礼しました。

今、駅周り関係、八街駅とか榎戸駅の周りは結構新設の住宅になっていますから、こういう ところの消火栓については心配がないんですかね。結構住宅が駅の周りは張り付いてきてい ますけど、その辺の消火栓に関しては問題がないという認識でいいですか。

## 〇宮澤防災課長

宅地造成等で水道管が入った場合には、周辺に水利がない場合は消火栓の設置を、もしくは 防火水槽の設置を防災課の方でお願いしております。

#### 〇石井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出11款公債費について、提案者の説明を求めます。

#### 〇和田財政課長

補正予算書の43ページをお願いいたします。

- 11款1項公債費、1目元金は、補正前の額から1千942万8千円を減額し、18億3千740万8千円に。
  - 44ページをお開きください。
  - 2目利子は、補正前の額から745万6千円を減額し、6千886万5千円とするものです。

これは、令和2年度借入額の確定と、借入の利率の確定による利子の減額によるものです。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇石井委員長

以上で説明が終了いたしましたので、質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第4表地方債補正1廃止及び2変更について、提案者の説明を求めます。

# 〇和田財政課長

それでは、第4表地方債補正、補正予算書の9ページから10ページをお願いいたします。 歳入23款市債で説明させていただきましたとおり、地方債を活用する2事業の廃止と、事 業費の決定により6件を変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきまし ては、補正前と同様でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 〇石井委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 〇石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

## 〇丸山委員

それでは私は、議案第6号、一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

国庫支出金として、社会保障・税番号制度システム整備補助金458万7千円、マイナポイント事業費補助金129万7千円が計上されていますが、政府の2022年度末までに全ての国民にマイナンバーカードを行き渡せるための取組強化のものであり、反対いたします。

現在、約4割に普及した状況です。マイナンバーカードを登録すれば5千円、健康保険証として登録すると7千500円、銀行口座へのひも付けで7千500円と、税金を投じてもマイナンバーカードの交付率が上がらないのは、個人情報がリスクにさらされることへの不安があり、制度が開始されて6年目を迎えますが、情報漏えいやプライバシーの侵害など、山積みする問題は何ら解決しておりません。

政府はマイナンバーカードを個人情報を保護するための減額な安全対策を講じ、高いセキュリティーを確保した。利用時には暗証番号が必要になるから、他の人には使えないなどと宣伝してきましたが、デジタル手続法では、暗証番号入力を要しない方式で利用できる方法を導入して、個人情報保護を後退させています。

また、利便性の向上といいつつ、障がい者や高齢者など、デジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でIT機器を利用できない人などへの具体的な対策はな

いまま、デジタルに習熟せよと求めているだけです。

昨年5月に成立したデジタル関連法は、個人の預貯金口座のマイナンバーへのひも付けなど を盛り込みました。このことは国が国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、徴収強化と 社会保障費の削減を進めるものとなります。

1つのカードに多くの情報を集約させることは、ネット社会では最も危険であり、世界的に見ても重大な情報流出や不正利用が後を絶たず、今や見直し、廃止に向かっている中で、この制度を推進すること自体そぐわない政策です。国民が必要としないマイナンバーカードを押し付けるやり方は、到底認められません。

以上の立場から反対するものであります。

以上です。

# 〇石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

# 〇石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採 決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

### 〇石井委員長

起立多数です。議案第6号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

以上で、付託された案件の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様に申し上げます。この後、総務常任委員会協議会を開催いたしますので、議員控 室にお集まりください。

これで総務常任委員会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでございました。

(閉会 午後0時03分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員